

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施 (三件) …………… 一
- …………… (生活文化局計量検定所検査課) ……
- 基本測量の実施 …… (都市整備局都市基盤部調整課) …… 二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 …… (環境局環境改善部化学物質対策課) …… 二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除 …… (環境局多摩環境事務所環境改善課) …… 三
- …………… (環境局多摩環境事務所環境改善課) ……
- 都立図書館の休館等 (二件) …………… 五
- 東京都立多摩社会教育会館の施設の休館 …………… 五
- …………… (環境局多摩環境事務所環境改善課) ……
- 警備員等の検定の実施 (四件) …………… 五
- 警備員指導教育責任者講習の実施 (二件) …………… 九
- …………… (環境局多摩環境事務所環境改善課) ……
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請 …… 一〇
- …………… (生活文化局都民生活部地域活動推進課) ……
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 …… (同) …… 二
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出 …… (同) …… 三

告示

- 開発行為に関する工事完了 …………… 一
- …………… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 …………… 二
- …………… (産業労働局商工部地域産業振興課) ……
- 争議行為の予告 (二件) …………… 三
- …………… (産業労働局雇用就業部労働環境課) ……

●東京都告示第六号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年六月十九日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

- 一 検査地域 府中市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十七年七月二十一日から同年八月二十五日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 (一) 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

- (二) のほか、東京都計量検定所 (江東区新砂三丁目三番四十一号) において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。
- 五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関の名称

●東京都告示第七号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年六月十九日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

- 一 検査地域 稲城市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十七年七月二十七日から同年八月二十日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 (一) 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。
- (二) のほか、東京都計量検定所 (江東区

新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関
の名称

●東京都告示第千八百号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年六月十九日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 調布市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十七年七月二十八日から同年八月二十一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所

五 指定定期

検査機関
の名称
一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第千九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年六月十九日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(電子基準点現地調査)
- 三 測量の区域 八丈町及び青ヶ島村各地方内
- 四 測量の期間 平成二十七年七月一日から平成二十八年二月二十六日まで

●東京都告示第千十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

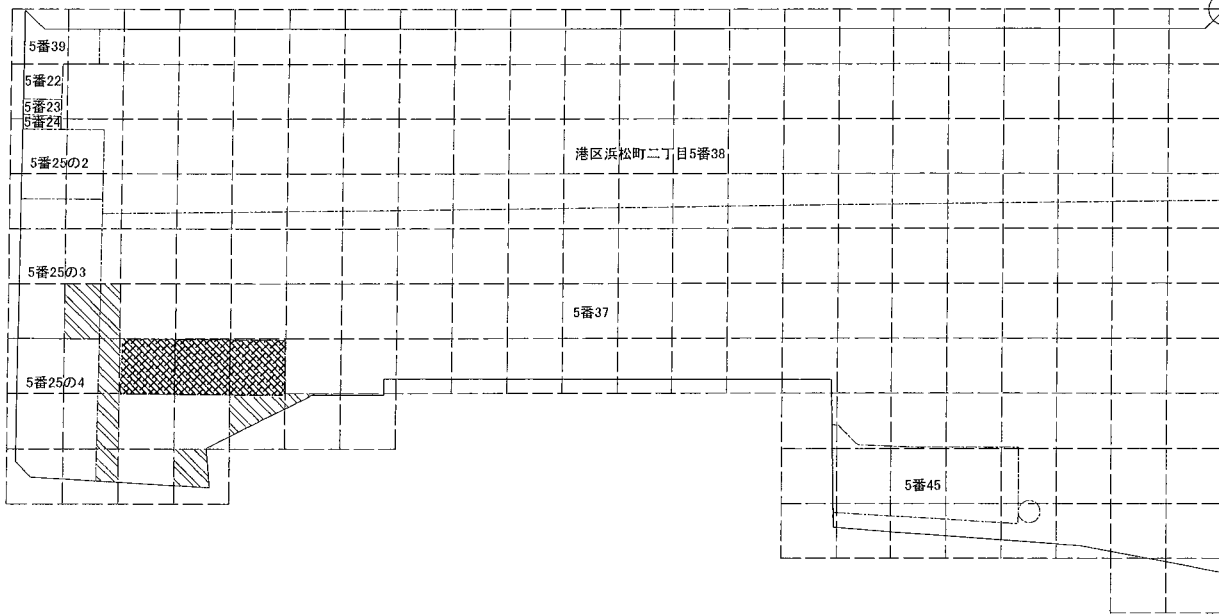
平成二十七年六月十九日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区浜松町二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図

支点



<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> —: 敷地境界 ---: 筆境界 - - -: 単位区画 ▨: 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域) ▧: 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第935号により指定した区域) 	<p>【支点】</p> <p>支点は、港区浜松町二丁目5番38の最北端とする。</p> <p>【格子の回転角度(7度1分20.5秒)】</p> <p>格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成された格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。</p>
---	--

●東京都告示第千十一号

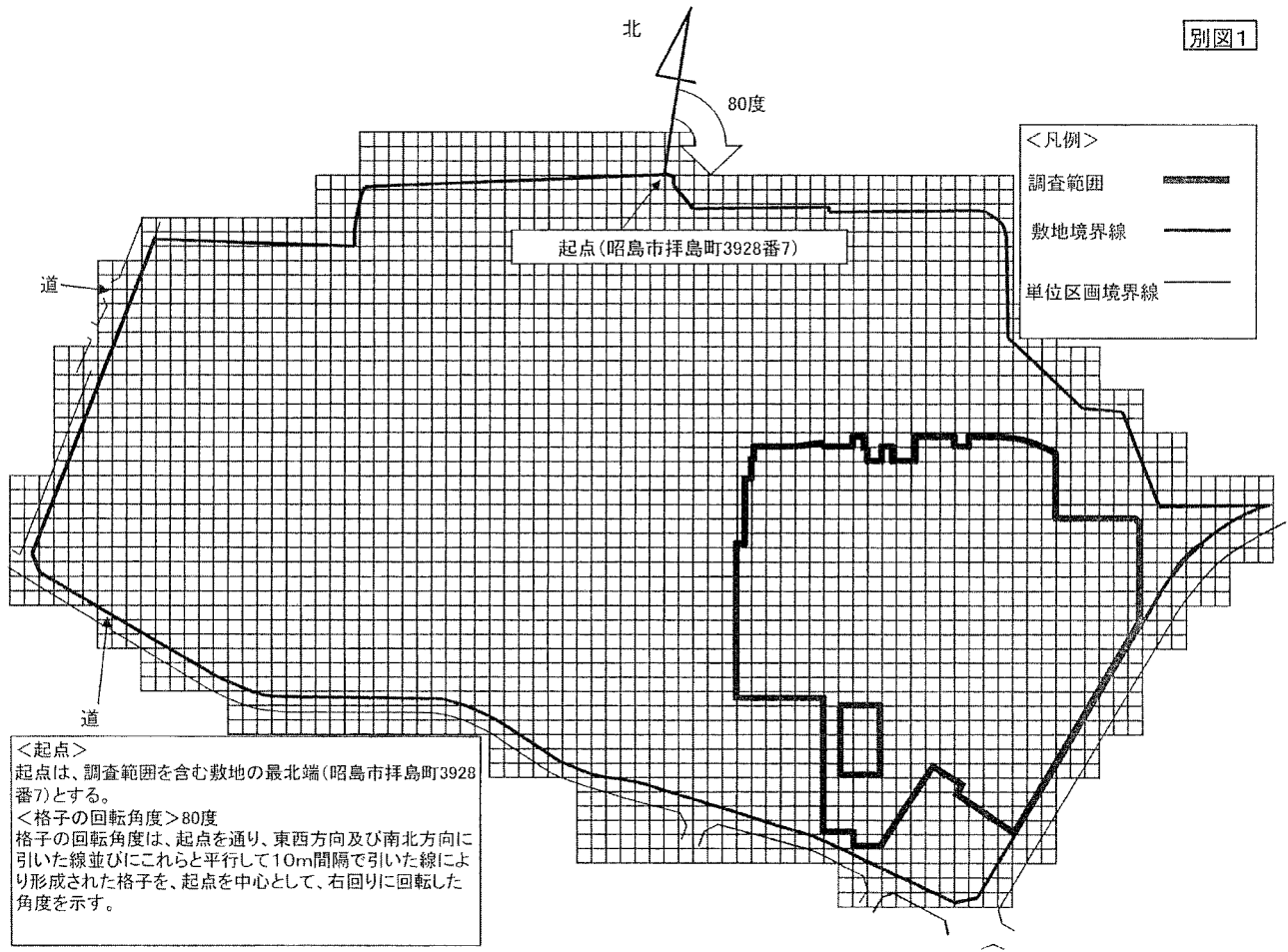
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第千三百四十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月十九日

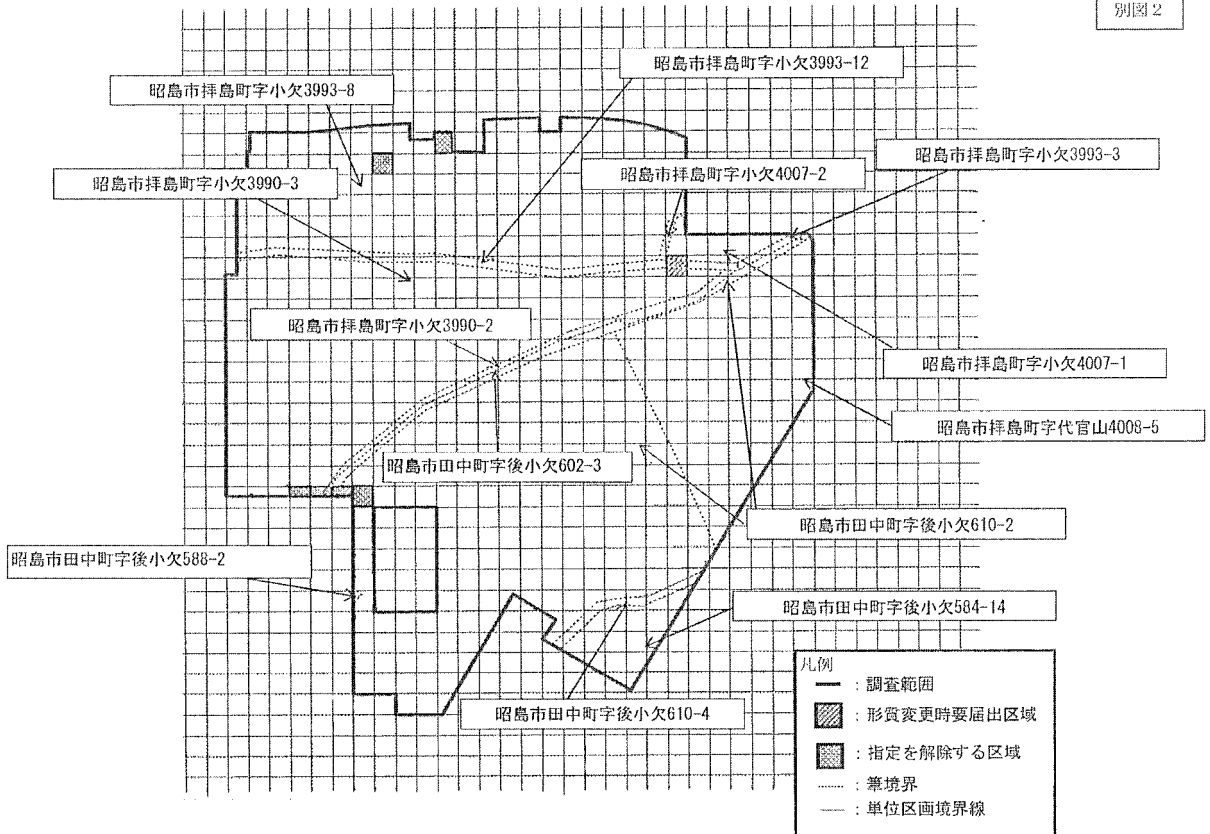
東京都知事 舛添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図一及び別図二のとおり（昭島市中町字後小欠及び同市拝島町字小欠地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図1



別図2



告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第二十六号

東京都立図書館館則(昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号)第四条ただし書の規定により、東京都立中央図書館を次のように休館する。

平成二十七年六月十九日

東京都教育委員会

- 一 期日 平成二十七年七月十七日、同年八月二十一日及び同年九月十八日
- 二 理由 設備等の保守点検のため

●東京都教育委員会告示第二十七号

東京都立図書館館則(昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号)第十二条ただし書の規定により、東京都立多摩図書館を次のように休館する。

平成二十七年六月十九日

東京都教育委員会

- 一 期日 平成二十七年八月十六日及び同年九月二十日
- 二 理由 設備等の保守点検のため

●東京都教育委員会告示第二十八号

東京都立多摩社会教育会館条例施行規則(昭和四十三年東京都教育委員会規則第二十三号)第四条ただし書の規定により、東京都立多摩社会教育会館の施設を次のように休館する。

平成二十七年六月十九日

東京都教育委員会

- (一) 施設名 ホール
- (二) 期日 平成二十七年九月八日
- (三) 理由 舞台設備の保守点検のため
- (一) 施設名 ことばと音の広場
- (二) 期日 平成二十七年九月八日
- (三) 理由 舞台設備の保守点検のため

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第217号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第7条の規定により次のとおり告示する。

平成27年6月19日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 隆 郎

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

平成27年9月26日(土曜日)

午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成27年10月17日(土曜日)

午前8時30分から午後4時30分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁畿洲運転免許試験場

3 検定の実施種別

規則第1条第2号の警備業務(施設警備業務に係るものをいう。)に係る規則第4条に規定する2級の検定

4 検定予定人員

60名

5 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 検定申出の受付期間

平成27年8月3日(月曜日)及び同月4日(火曜日)の2日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
03(3581)8201

6 申請手続

(1) 受付期間

平成27年8月12日(水曜日)から同月14日(金曜日)までの3日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地在を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 申請書類

ア 検定申請書 1通

<p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>（ア）前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>（イ）前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>（4）検定手数料 16000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312</p> <p>———</p> <p>●東京都公安委員会告示第218号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成27年6月19日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 仁 田 陸 郎 記</p>	<p>1 検定の実施期日及び時間</p> <p>(1) 学科試験 平成27年10月17日（土曜日） 午前8時30分から午前11時まで</p> <p>(2) 実技試験 平成27年11月28日（土曜日） 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁駿洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第3号の警備業務（以下「雑踏警備業務」という。）に係る規則第4条に規定する1級の検定（以下「1級検定」という。）</p> <p>4 検定予定人員 30名</p> <p>5 受検対象者</p> <p>(1) 規則第4条に規定する2級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの</p> <p>(2) 東京都公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>6 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により</p>	<p>確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 平成27年9月2日（水曜日）及び同月3日（木曜日）の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 平成27年9月9日（水曜日）から同月11日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>（ア）前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住</p>
--	---	---

<p>民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書 (以下「警備業務従事証明書」という。)ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(4) 検定手数料 13,000円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第219号 警備業法 (昭和47年法律第117号) 第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する</p>	<p>規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 第7条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成27年6月19日 東京都公安委員会 委員長 仁 田 隆 郎</p> <p>1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験 平成27年10月17日 (土曜日) 午前8時30分から午前11時まで (2) 実技試験 平成27年11月28日 (土曜日) 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁岐洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第4号の警備業務 (交通誘導警備業務に係るものをいう。)に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 45名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 平成27年8月31日 (月曜日) 及び同年9月1日 (火</p>	<p>曜日) の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>6 申請手続 (1) 受付期間 平成27年9月9日 (水曜日) から同月11日 (金曜日) までの3日間 午前8時30分から午後5時まで (2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地在を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 (3) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉 ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通 エ 前(2)のイに該当する者は、住所地在を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面 (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する</p>
--	--	---

<p>営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 14,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p>	<p>3 検定の実施種別 規則第1条第5号の警備業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）に係る規則第4条に規定する1級の検定（以下「1級検定」という。）</p> <p>4 検定予定人員 30名</p> <p>5 受検対象者 (1) 規則第4条に規定する2級の検定（核燃料物質等危険物運搬警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、核燃料物質等危険物運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの (2) 東京都公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>6 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 平成27年8月5日（水曜日）及び同月6日（木曜日）の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p>	<p>(1) 受付期間 平成27年8月12日（水曜日）から同月14日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 (3) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉 ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在り明らかとなる書面 (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。 エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前記5の(1)に該当する者は、2級検定に係る合</p>
<p>●東京都公安委員会告示第220号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成27年6月19日 東京都公安委員会 委員長 仁 田 陸 郎 記</p>	<p>1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験 平成27年9月26日（土曜日） 午前8時30分から午前11時まで (2) 実技試験 平成27年10月17日（土曜日） 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場</p>	<p>7 申請手続</p>

<p>格証明書の写し及び核燃料物質等危険物運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(1) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(4) 検定手数料 16000円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第221号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者講習等に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成27年6月19日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 仁 田 陸 郎 記</p>	<p>1 講習の実施期間及び時間 平成27年9月24日（木曜日）から同月30日（水曜日）までの5日間（日曜日及び土曜日を除く。） 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第4号で定める警備業務（人の身体に対する危害の発生を、その身辺において警戒し、防止する業務をいう。以下「4号警備業務」という。）</p> <p>4 講習予定人員 20名</p> <p>5 受講対象者 最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成27年8月25日（火曜日） 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03 (3837) 2160</p> <p>7 申込手続 (1) 受付期間</p>	<p>平成27年9月10日（木曜日）から同月14日（月曜日）までの3日間（日曜日及び土曜日を除く。） 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通 イ 4号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(4) 受講手数料 34,000円</p> <p>8 問合せ先 (1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070 (2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第222号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者講習等に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。</p>
---	--	--

機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和58年
国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。) 第2
条の規定により次のとおり告示する。

平成27年6月19日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

1 講習の実施期間及び時間

平成27年9月29日 (火曜日) 及び同月30日 (水曜日)

の2日間

午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第4号で定める警備業務 (人の身体に

対する危害の発生を、その周辺において警戒し、防止す

る業務をいう。以下「4号警備業務」という。)

4 講習予定人員

50名

5 受講対象者

法第2条第1項に定める警備業務のうち、4号警備業

務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定す

る警備員指導教育責任者資格者証 (以下「警備員指導教

育責任者資格者証」という。) 又は規則第7条第1項に

規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書 (以下

「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。) の

交付を受けている者であつて、最近5年間に4号警備業

務に従事した期間が通算して3年以上である者

6 受講申出の要領

受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。

なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により

確定する。

(1) 受講申出の受付期日

平成27年8月24日 (月曜日)

午前9時から午後5時まで

(2) 受付専用電話

一般社団法人東京都警備業協会

03 (3837) 2160

7 申込手続

(1) 受付期間

平成27年9月10日 (木曜日) から同月14日 (月曜

日) までの3日間 (日曜日及び土曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会

(3) 申込書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 4号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員

指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育

責任者講習修了証明書の写し 1通

ウ 4号警備業務に従事していたことを証明する警備

業者が作成する書面 (以下「警備業務従事証明書」

という。) 及び履歴書 各1通

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備

業務従事証明書を提出することができないことにつ
いてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を
疎明した上で、前記5に該当することを誓約する書
面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

(4) 受講手数料 10,000円

8 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会

電話 03 (5818) 6070

(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線30312

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申
請について

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五
条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認
証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法
第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に
関する規則 (平成十年東京都規則第二百四十三号) 第八条
において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり
公告する。

平成二十七年六月十九日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年五月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Ring THE WORLD

三 代表者の氏名

<p>四 主たる事務所の所在地 東京都豊島区巢鴨一丁目九番一号 Ryozan Park 一〇一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、日本国内外の一般市民、特にこどもを対象としてセミナーや国際交流事業等を行うことにより、多様な価値観を理解しながらどの国の人とでも手を取り合せて協力し合える人材を育成することを目的とする。特に日本の子ども達には、日本に在住しながらでも世界や社会に繋がるきっかけとなるワークショップ等の自ら考え学ぶ社会教育活動を提供し、将来国際社会に羽ばたける人材を育成し今後の国際協力の促進に繋げるものとする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年五月十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人コンテンツマーケティングラボ</p> <p>三 代表者の氏名 山田 英司</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区愛住町十二番地 La. K. R. S. ビル一階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、紙、モニター、携帯電話などデバイスが多様化した「情報洪水環境下」のもと、企業が自らの情報(コンテンツ)を整理、管理し、適切に発信すること</p>	<p>が、経営の安定化と成長において不可欠となっていることを背景とし、個人事業主や小規模企業の経営者や、彼らを対象に事業を行う情報流通産業(ウェブ企画制作企業、広告業、システム会社、印刷業など)に従事するものに、販路拡大や企業PR、商品PRなどを目的とした企業コンテンツの情報発信の重要性に着目し、個人事業主や小規模企業のコンテンツ整理や企画、制作を通じ、ウェブ、一般広告、印刷物等の媒体の効果の向上や、情報発信手法の最適化に関して指針を提示することを目的とする。</p> <p>さらに、将来を担う人材を育成するための教育事業を行い、企業情報を効果的に発信し、市場との関係を最適化することで、市場と文化の成長を支援し、経済の発展と新しい雇用機会の創出に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年五月十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本臨床幹細胞研究会</p> <p>三 代表者の氏名 横山 博美</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区岩本町二丁目二番七号 神田Aビル</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、不特定多数の者に対して、体性幹細胞を用いた再生医療に関する日本および世界の最新の研究成果の情報提供と、医療関係者の講演活動による啓蒙活動</p>	<p>事業を行い、医療の向上と発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十七年六月十九日 東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年五月二十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アニメとマンガの聖地ねりま創世会</p> <p>三 代表者の氏名 丸尾 宏明、小室 裕一</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都練馬区練馬一丁目十八番十八号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、各地域の商店・商店会・企業・学校・イベント等に対して、主にマンガとアニメの人材及び資源の情報提供とそれらを使用した事業を行い広く地域住民に周知と理解、地域活性化の促進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日</p>
---	--	--

平成二十七年五月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 A i r e c o r d z

三 代表者の氏名

楠本 征広

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区今川三丁目九番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、芸術活動を行うアーティストの表現の場を提供することによって一般国民が未知の芸術作品に触れることにより感受性を育み、さらなる文化、芸術、学術の発展を図り、心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出

について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年六月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人国際インフラパートナーズ

二 代表者の氏名

小室 彬

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田錦町三丁目二十一番地 ちよだプラットフォームスクウェア一二六六

一 名称

特定非営利活動法人 フローレンス

二 代表者の氏名

駒崎 弘樹

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区飯田橋三丁目三番七号

一 名称

特定非営利活動法人 ホープワールドワイド・ジャパン

二 代表者の氏名

加藤 敦

三 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区富ヶ谷一丁目三十番十七号

四 その他の事務所の所在地

宮城県亘理郡亘理町五日町二十二番地

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年六月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に

許可を受けた者の

含まれる地域の名称

住所及び氏名

小平市花小金井南町三丁目三十八番一、同番十及び同番十一 杉並区阿佐谷南三丁目三十五番二十一号 株式会社細田工務店 代表取締役 阿部 憲一

一 西東京市北町二丁目千二百九十六番四及び千二百九十八番 武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役 兼井 雅史

多摩市大字東寺方字四号五百四十番一の一部、五百四十一番及び五百四十二番一 府中市天神町一丁目十一番 株式会社グローバル都市開発 代表取締役 佐藤 伸

大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年六月十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十七年六月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

池袋ビル

一 店舗名

池袋ビル

<p>十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>十一 縦覧期間 平成二十七年六月十九日から同年十月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>九 届出日 平成二十七年五月七日</p> <p>八 変更日 平成二十七年四月一日</p> <p>七 変更後の小売業者の代表者名 吉浦 勝博</p> <p>六 変更前の小売業者の代表者名 榊 真二</p> <p>五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ハンズ</p> <p>四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番五号</p> <p>三 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>二 店舗所在地 豊島区東池袋二丁目二十八番十号</p>	<p>一 事件 夏季一時金の大幅獲得等の要求に関する件</p> <p>二 日時 平成二十七年六月二十日以降問題解決に至るまでの間</p> <p>三 場所及び所在地 精神医学研究所附属東京武蔵野病院 板橋区小茂根四丁目十一番十一号</p> <p>四 種類 救急外来および入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員または一部の組合員によるストライキまたは怠業その他すべての争議行為。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 事件 一陽会 練馬区大泉町二丁目十七番一号</p> <p>四 種類 病院部門では入院中の患者さんのための保安要員若干名を除く全組合員もしくは一部組合員によるストライキまたは怠業その他すべての争議行為 居宅介護支援センター部門の組合員のストライキまたは怠業その他の争議行為(以上原文のまま掲載)</p>
<p>十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>十一 縦覧期間 平成二十七年六月十九日から同年十月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>九 届出日 平成二十七年五月七日</p> <p>八 変更日 平成二十七年四月一日</p> <p>七 変更後の小売業者の代表者名 吉浦 勝博</p> <p>六 変更前の小売業者の代表者名 榊 真二</p> <p>五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ハンズ</p> <p>四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番五号</p> <p>三 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>二 店舗所在地 豊島区東池袋二丁目二十八番十号</p>	<p>争議行為の予告について</p> <p>一陽会労働組合執行委員長坪井静から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年六月十一日であったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十七年六月十九日</p> <p>東京都知事 舩 添 要 一</p> <p>一 事件 六十五歳以上の労働者の平成二十八年三月末をもってする雇止め方針の回答の撤回等に関する件</p> <p>二 日時 平成二十七年六月二十二日以降問題解決に至るまでの間</p> <p>三 場所及び所在地</p>	<p>争議行為の予告について</p> <p>一陽会労働組合執行委員長坪井静から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年六月十一日であったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十七年六月十九日</p> <p>東京都知事 舩 添 要 一</p> <p>一 事件 六十五歳以上の労働者の平成二十八年三月末をもってする雇止め方針の回答の撤回等に関する件</p> <p>二 日時 平成二十七年六月二十二日以降問題解決に至るまでの間</p> <p>三 場所及び所在地</p>
<p>十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>十一 縦覧期間 平成二十七年六月十九日から同年十月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>九 届出日 平成二十七年五月七日</p> <p>八 変更日 平成二十七年四月一日</p> <p>七 変更後の小売業者の代表者名 吉浦 勝博</p> <p>六 変更前の小売業者の代表者名 榊 真二</p> <p>五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ハンズ</p> <p>四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番五号</p> <p>三 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>二 店舗所在地 豊島区東池袋二丁目二十八番十号</p>	<p>争議行為の予告について</p> <p>一陽会労働組合執行委員長坪井静から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年六月十一日であったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十七年六月十九日</p> <p>東京都知事 舩 添 要 一</p> <p>一 事件 六十五歳以上の労働者の平成二十八年三月末をもってする雇止め方針の回答の撤回等に関する件</p> <p>二 日時 平成二十七年六月二十二日以降問題解決に至るまでの間</p> <p>三 場所及び所在地</p>	<p>争議行為の予告について</p> <p>一陽会労働組合執行委員長坪井静から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年六月十一日であったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十七年六月十九日</p> <p>東京都知事 舩 添 要 一</p> <p>一 事件 六十五歳以上の労働者の平成二十八年三月末をもってする雇止め方針の回答の撤回等に関する件</p> <p>二 日時 平成二十七年六月二十二日以降問題解決に至るまでの間</p> <p>三 場所及び所在地</p>

平成二十七年六月十九日
東京都知事 舩 添 要 一

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号(代)

郵便番号
 112-0002